

札幌市再開発促進助成要綱

昭和55年6月19日
企画調整局長決裁
最終改正令和8年3月31日
都市計画担当局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市における市街地環境の改善、都市機能の更新、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、市街地再開発事業又は市長が必要と認める街区整備の事業（以下「再開発事業等」という。）の事業化を目的として活動する団体に対し、本市がその団体が行う調査研究その他の活動に対し、必要な経費を補助し、又は技術的援助その他の便益を提供することにより、再開発事業等の事業化を促進することを目的とする。

(助成の対象とする団体)

第2条 助成の対象とする団体（以下「助成対象団体」という。）は、以下の各号の要件をすべて満たす団体のことをいう。

- (1) 再開発事業等の事業化を目的として、街区又は街区相当規模の地区において関係権利者等によって構成される団体であること
- (2) 関係権利者の相当部分が加入又は賛同し、規約又は定款を定めて、再開発事業等に関する関係権利者等への啓蒙普及、基本構想の作成、事業手法の調査研究、再開発事業等の事業計画の作成、権利調整の実施等の事業を行う団体であること
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しないこと
 - ア 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - イ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ウ 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
 - エ その他助成の目的に照らして補助金の交付を受けることが不適當であると市長が認める者
- (4) 市長が助成を行う必要があると認めること

(助成の内容)

第3条 市長は、助成対象団体に対し次の各号に該当する費用を予算の範囲内で補助することができる。

- (1) 集会、講演会、研究会等に必要な会場及び備付物件の使用料その他これに準ずる費用
 - (2) 広報誌、パンフレット等の作成、頒布に要する費用
 - (3) 講演、研修等の講師の謝礼その他の報償金
 - (4) 地域住民の意識調査、事業手法の研究その他調査研究、基本構想、事業計画の作成等に要する費用
 - (5) その他助成対象団体の本来的な活動であると市長が認める事業に要する費用
 - (6) 前各号に掲げる以外の助成対象団体の運営に必要な事務に関する費用。ただし、その額は、前各号の費用の合計額の10分の1を限度とする。
- 2 前項各号の規定により交付する補助金の額は、前項各号に掲げる費用の合計額以内とする。ただし、補助金の額が50万円を超える場合は50万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、助成対象団体が第1項第4号に規定する事業を行う場合、特に必要があると認められるときは、これに要する費用の一部について補助することができる。
- 4 第1項の規定により交付する補助金は、同一助成対象団体にあつては、特段の事由があると市長が認める場合を除き3年間を限度とする。
- 5 市長は、第1項に規定する補助金の交付のほか、必要と認める場合は、助成対象団体に対して次の各号に掲げる方法による援助を行うことができる。
- (1) 助成対象団体の行う基本構想、事業計画のフレーム等の調査、作成に対する助言指導その他の技術的援助
 - (2) 事業に係る広報誌の作成、研究会等に必要講師のあっせん、派遣、会場の提供その他の一般的便益の供与

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を希望する助成対象団体は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度9月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、提

出期限について特段の事由がある場合はこの限りでない。

(1) 補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等がない旨の誓約書

(2) 役員名簿、権利者名簿等

(3) 規約又は定款

(4) 収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金以外の援助を希望する助成対象団体は、前項第1号、2号及び4号の書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、その旨を補助金交付又は不交付決定通知書（別記様式第2号及び第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するため必要な限度において条件を付すことができる。

(事業内容の変更・中止)

第6条 前条により補助金の交付決定を受けた助成対象団体（以下、「補助事業施行者」という。）が、補助の対象となる事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、事業内容変更・中止承認申請書（別記様式第4号）をすみやかに提出して市長に承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の事業内容変更・中止承認申請書が提出されたときは、これを審査し、当該事業内容の変更又は中止について理由があると認めるときは、これを承認し、その旨を当該補助事業施行者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第7条 補助事業施行者は、補助の対象となる事業を廃止しようとする場合は、すみやかに事業廃止承認申請書（別記様式第5号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

(事業実施状況報告書の提出)

第8条 補助事業施行者は、12月31日現在の事業実施状況報告書（別記様式第6号）及び経理状況報告書（別記様式第7号）を翌月15日までに市長に提出しなければならない。

(事業完了実績報告書等の提出)

第9条 補助事業施行者は、補助の対象となる当該年度の事業が完了したときは、その完了の日から15日以内、又は事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに事業完了実績報告書（別記様式第8号）及び収支決算報告書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定、交付等)

第10条 市長は、前条の報告書を受理したときは、必要な審査及び調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第10号）により補助事業施行者に通知し、補助金を交付する。

2 市長が特に必要と認める場合は、補助事業施行者からの申出により補助金の全部又は一部について概算交付することができる。

(検査)

第11条 市長は、補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業施行者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は成果品その他の資料等の書類を検査することができる。

(是正の指示)

第12条 市長は、補助金の執行状況が適正でないとき、補助事業施行者にその是正を指示することができる。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助事業施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はこの全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき
- (2) 第5条第2項の規定による条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 前条に規定する是正に係る指示に従わなかったとき
- (5) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- (6) 補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき

(返還金の滞納の場合の措置等)

第14条 補助事業施行者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、返還すべき補助金を市長が定める日（以下、「納付期限」という。）までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じて、その未納額につき年 10.75 %の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業施行者は、第6条第1項に規定する事業の中止又は第7条に規定する事業の廃止の承認を受けた場合において、補助金をもって支弁した財産があるときはこれを本市に引き継がなければならない。

(委任)

第16条 この要項の施行に関し必要な事項は都市計画担当局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年6月19日から施行する。

附 則（平成3年7月1日）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の札幌市街づくり促進のための助成要綱第2条規定に基づき市長が認めた助成対象団体は、施行日以後は改正後の規定に基づき市長が認める助成対象団体とみなす。

附 則（平成29年3月30日）

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則（令和6年6月20日）

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

附 則（令和7年3月27日）

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則（令和8年3月31日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。